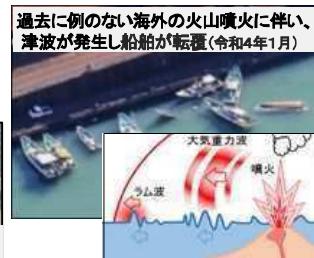


● 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律(令和5年5月31日法律第37号)

【公布:R5.5.31／施行:R5.5.31又は公布から6か月以内で政令で定める日】

背景・必要性

- 自然災害の頻発・激甚化や過去に例のない災害の発生を踏まえ、防災対応のための国や都道府県が行う予報・警報の高度化が求められている。



- 加えて、洪水等に対する民間の事業継続等のため、国等が行う予報を**補完する局所的な予報**(個々の事業者等に向けた予報)のニーズも高まっている。

- これらのニーズに対応する最新の技術進展(※)を踏まえ、自治体や住民、事業者等における様々な防災対応がより適確に実施されるよう、官民それぞれにおいて、予報の高度化・充実を図る必要がある。

(※)国指定河川の洪水予報では本川・支川一体予測を可能とする技術が、民間ではコンピュータシミュレーションによる予測技術等が進展。

法律の概要

国・都道府県による予報の高度化 — 国民の防災活動に資する「防災気象情報」の提供

① 都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化 【水防法・気象業務法】

洪水

- 國交通大臣は、都道府県知事の求めに応じ、国指定河川の水位を予測する過程で取得した都道府県指定河川の予測水位情報を提供(※)。

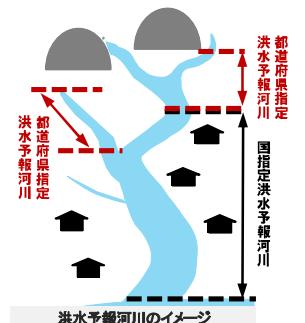
(※) 気象業務法の予警報制限を適用除外

- 都道府県知事と気象庁は、当該情報を踏まえ、共同して洪水予報を実施。

② 火山現象に伴う津波の予報・警報の実施 【気象業務法】

津波

- 気象庁が実施する業務に「火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象」を追加し、火山現象に伴う津波の予報・警報を適確に実施。



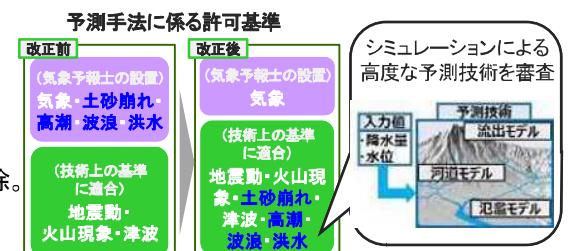
民間事業者による予報の高度化 — 多様なニーズに応じた「きめ細やかな予報」の提供

① 最新技術を踏まえた予報業務の許可基準の最適化 【気象業務法】

土砂崩れ 高潮 波浪 洪水

- 土砂崩れ・高潮・波浪・洪水(気象の予測結果により予測可能な現象)の予報業務の許可について、最新技術に基づく予測手法の導入による予報精度の向上を図るため、許可基準を新設し、気象庁長官が予測技術を審査。

- 自ら気象の予測をしない事業者は、気象予報士の設置義務を免除。
- 土砂崩れ・洪水の予測技術の審査には、國交通大臣も関与。



② 防災に関連する予報の適切な提供の確保 【気象業務法】

火山現象 土砂崩れ 洪水 高潮 波浪

- 社会的な影響が特に大きい現象(噴火・火山ガス・土砂崩れ・津波・高潮・洪水)の予報業務について、気象庁の予報等との相違による防災上の混乱を防止するため、事前説明を行った者のみへの提供を許可。(事前説明の義務付け)



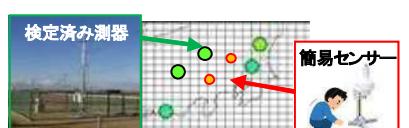
【説明事項】
▪ 国等の警報との違い
▪ 予報の特性・誤差 等

許可事業者からサービス利用者に対し事前に説明

③ 予報業務に用いることができる気象測器の拡充 【気象業務法】

気象等

- 予報の精度向上を図るため、気象庁長官の確認を受けた場合には、検定済みではない気象測器を予報業務のために**補完的に用いること**を可能とする。



検定済み測器の観測値を主としつつ、簡易センサーによる観測値を補完的に利用して予報

目標・効果

- ① 國交通省による都道府県指定河川の予測水位情報の提供により、早期に洪水予報が可能となる
河川数: 施行後5年間で約900河川
- ② 国等が行う洪水等の予報を補完する予報のニーズに対応する予報業務許可事業者の数: 土砂崩れ0者、洪水0者(2023年)⇒土砂崩れ10者、洪水30者(2028年)

今年の通常国会における水防法等の改正を受け、 国の予測水位情報を提供するための協定を21府県と締結しました

都府県が洪水予報を行っている一級河川 76 河川のうち

まず 19 河川において洪水予報の早期化に向けた取り組みがスタート！

- 「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」が令和5年5月 31 日に公布されました。都道府県が洪水予報を行う一級河川において、国の予測情報を活用することにより、より早期の洪水予報が可能となります。また、現時点においては都道府県が洪水予報を行っていない河川においても、今後は国の予測情報を活用して、洪水予報を行えるようになります。
- これを踏まえ、国の予測情報を提供するための協定を、6月末までに 21 府県の知事と各地方整備局長との間で締結しました。今後、他の都道県においても協定締結に向けた調整を進めています。

＜協定を締結した府県＞ 合計 21 府県(19 河川)

青森県(2河川)、岩手県、山形県、群馬県(1河川)、埼玉県(3河川)、神奈川県(1河川)、新潟県(1河川)、長野県(1河川)、岐阜県(1河川)、愛知県、三重県、滋賀県(3河川)、京都府(3河川)、大阪府(1河川)、鳥取県、島根県(1河川)、岡山県(1河川)、広島県、福岡県、佐賀県、熊本県

※ 現在、一級河川の洪水予報を行っている都府県数・河川数：全国22都府県・76河川

()内は、現時点で国からの情報提供が可能な、府県が洪水予報を行っている河川の数。

()の記載がないものは、現時点で国からの情報提供が可能な洪水予報河川はないものの国の予測情報を提供するための協定を締結した県。

【参考】

○洪水予報河川

水防法に基づき、流域面積が大きく、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川として指定され、国土交通大臣または都道府県知事が気象庁長官と共同して洪水時の水位を予報する河川です。

○国が提供する予測情報の活用

国では、一級河川の本川と支川を一体で洪水を予測するモデルを令和3年度から導入しました。

今般の法改正により、国の予測情報を都道府県が一級河川で行う洪水予報においても活用することが法的に可能となりました。これにより、都道府県が洪水予報を行っていた河川においては、3時間先までの予測により行われていた洪水予報に対して6時間先までの国の予測情報を活用することで、より早い段階から洪水予報を出すことが可能となるとともに、これまで洪水予報が行われていなかった都道府県管理の一級河川の洪水予報が可能となります。

問い合わせ先

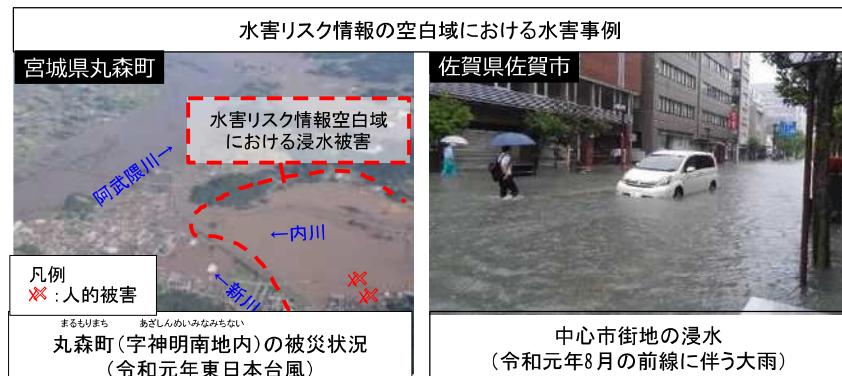
水管理・国土保全局 河川環境課 河川保全企画室 木村・明田
代表：03-5253-8111（内線：35462・35465）、直通：03-5253-8447

浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消

- 近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。
- 水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や海岸、下水道※に拡大。
- 洪水及び高潮浸水想定区域図は令和7年度までに完了を目指し、雨水出水浸水想定区域図は令和7年度までに8割完了を目指す。※「全ての一級・二級河川や海岸、下水道」とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や海岸、浸水対策を目的として整備された全ての下水道のこと。

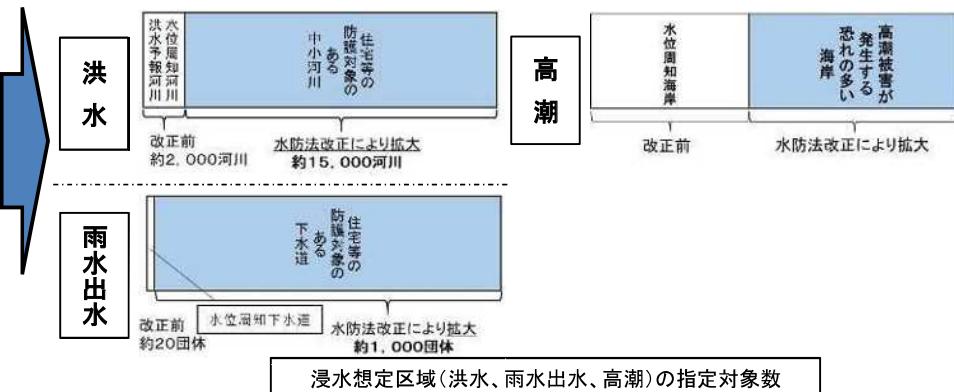
■水害リスク情報の空白域において浸水被害が多発

- ・令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川(約6割)、内水氾濫による浸水被害が発生した135市区町村のうち126市区町村(約9割)が水害リスク情報の空白域。



■水防法を改正し、浸水想定区域の指定対象を拡大

- ・河川(洪水浸水想定区域)では約15,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域)では約1,000団体、高潮(高潮浸水想定区域)が新たに指定対象として追加。



	浸水想定区域図	ハザードマップ
洪水 (河川)	令和7年度までに完了※	令和8年度までに完了目標
高潮 (海岸)		
雨水出水 (下水道)	令和7年度までに約800団体完了※	浸水想定区域図作成後速やかに作成

防災・安全交付金における基幹事業の創設

- 浸水想定区域図等の作成を支援するため、防災・安全交付金において基幹事業を創設。

令和4年度
より

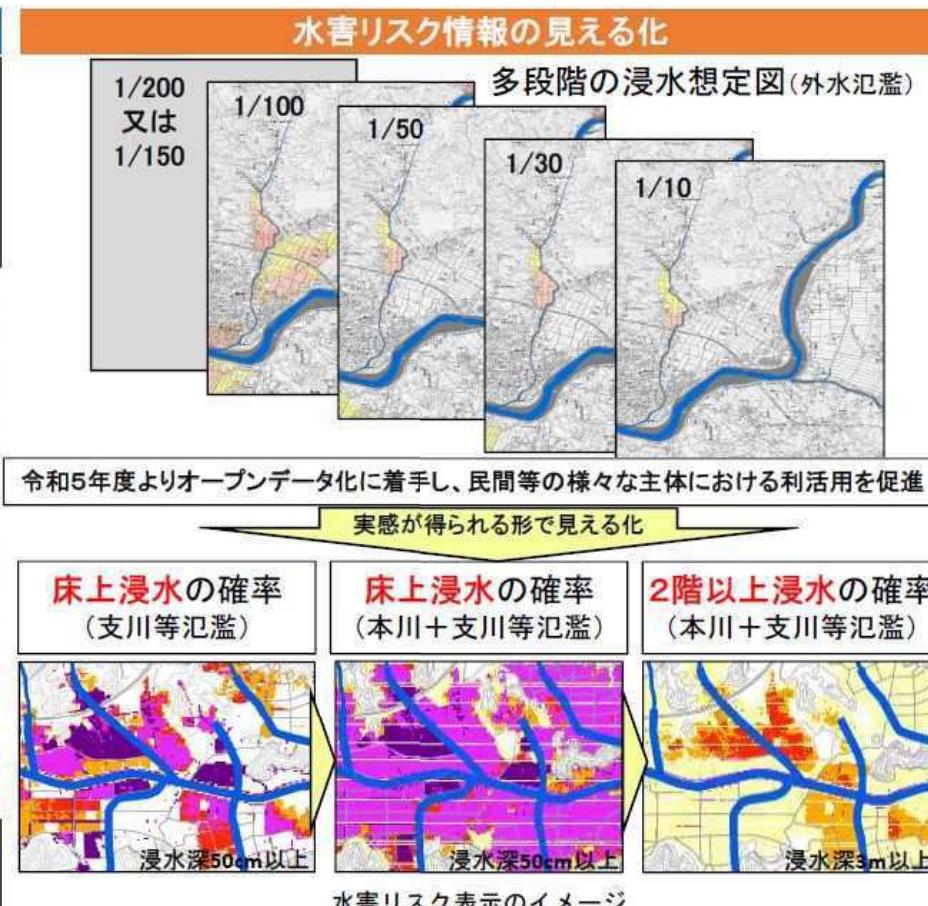
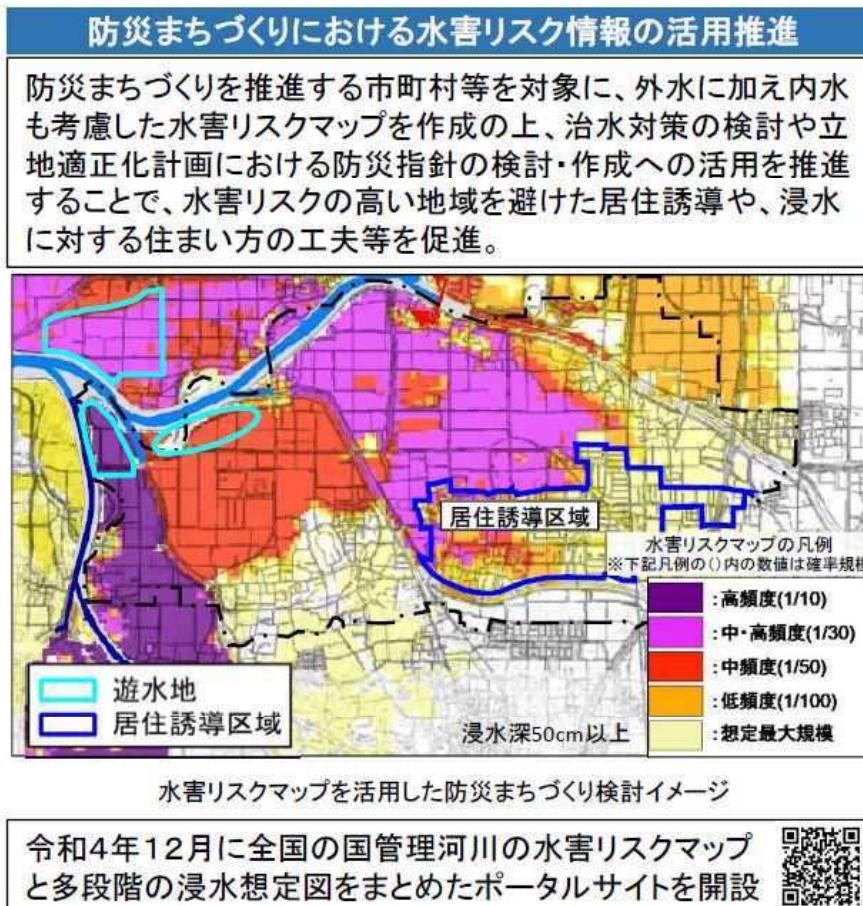
基幹事業を創設し、ハード整備がない場合であっても浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援

■水害リスク情報の空白域解消に資する予算支援制度

	洪水(河川)		高潮(海岸)		雨水出水(下水道)	
事業名	水害リスク情報整備推進事業		津波・高潮危機管理対策緊急事業		内水浸水リスクマネジメント推進事業	
	浸水想定区域図	ハザードマップ※ <small>※ 都県が市区町村に対し事業費の1／3以上を負担する場合に限る。</small>	浸水想定区域図	ハザードマップ	浸水想定区域図	ハザードマップ
実施主体	都道府県	市町村	都道府県、市町村	市町村	都道府県、市町村	市町村
補助率	1／3		1／2		1／2	
支援期間	令和7年度まで	令和8年度まで	—		—	
対象	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業を実施していない河川		津波・高潮危機管理対策緊急事業に該当する海岸		下水道事業(都市下水路を含む)を実施する全ての地方公共団体	
備考 (その他注意事項等)	<p>○支援期間終了後、洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成は、原則、効果促進事業による更新のみを対象とする。</p> <p>○令和8年度以降、原則、都道府県ごとに全ての河川で洪水浸水想定区域図が公表されていることを防災・安全交付金の河川事業の交付要件とする。</p>		<p>○津波・高潮危機管理対策緊急事業のソフト対策(津波防災地域づくりに関する法律に基づく区域指定に資する調査毎に要する経費)により、高潮浸水想定区域、ハザードマップの作成を支援</p>		<p>○浸水想定区域図等の作成に加え、避難行動に資する情報・基盤の整備や、雨水管理総合計画の策定も本事業の支援対象とする。</p> <p>○令和8年度以降、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図が作成されていることを、雨水対策事業に対する交付金の重点配分の要件とする※。</p> <p>※雨水出水浸水想定区域の指定対象団体を対象とする。</p>	

【参考】水害リスク情報の活用(水害リスクマップ)

- 浸水範囲と浸水頻度の関係を図示した水害リスクマップ(浸水頻度図)について、防災まちづくりを推進する地域における対策検討の充実に資するよう、外水に加え内水も考慮した水害リスクマップを作成。
- 水害リスクマップのベースとなっている多段階の浸水想定図をオープン化するとともに、床上浸水の可能性など、実感が得られやすい形で表示・提供し、情報の利活用を推進。



【参考】ハザードマップのユニバーサルデザイン化

- ハザードマップは、住民の避難に役立つことが期待されている一方、情報の理解には一定のハードルがあり、例えば、視覚障害者などに対応していないなど、情報へのアクセスが困難な場合がある。
- このような課題を踏まえ、全ての人が避難行動に必要な情報にアクセスできるように「重ねるハザードマップ」を改良するなど、ハザードマップのユニバーサルデザイン化を推進。

ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会

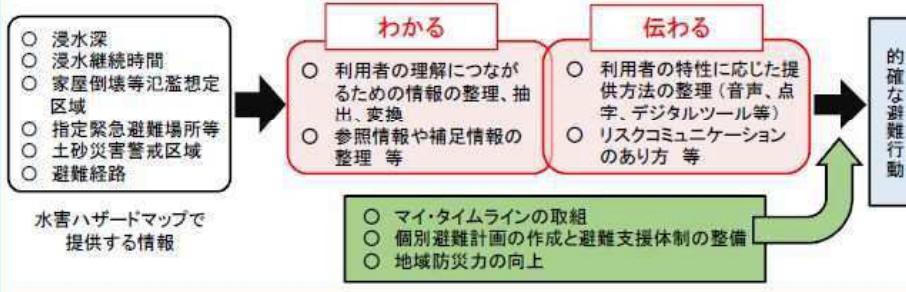
<これまでの進捗と今後の予定>

開催日	会議名等
令和4年12月23日	第1回検討会
令和4年3月11日	第2回検討会
令和4年5月23日	第1回ワーキング会議
令和4年7月22日	第3回検討会
令和4年11月29日	第4回検討会
令和4年12月20日	第2回ワーキング会議
令和5年2月下旬～3月	第5回検討会
令和4年度末	検討会報告書とりまとめ



- 学識者のほか、視覚障害当事者が委員として参加。
- 内閣府、消防庁、厚労省と連携。
- ワーキング会議を開催し、視覚障害当事者や特別支援学校の先生等が参加。

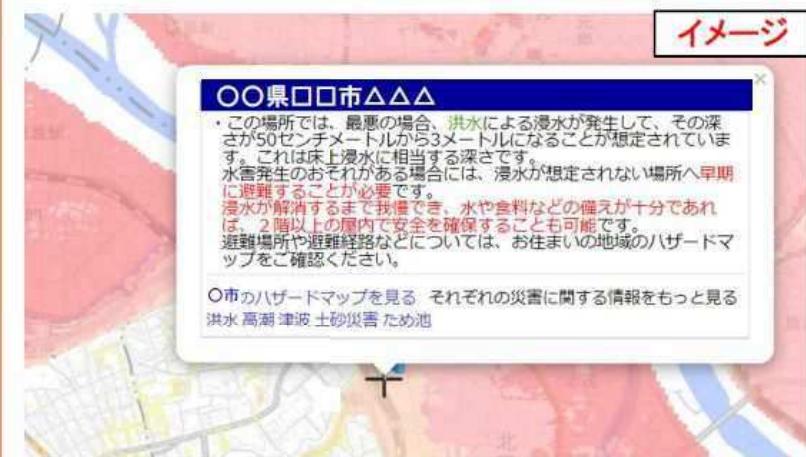
ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会の目的と内容



重ねるハザードマップの改良

- アイコンや地図上をクリックしなくても住所を入力するだけで、その地点の自然災害の危険性が自動的に文章で表示される機能を追加する。
- 視覚障害者を含め誰にでも分かるハザードマップへと改良し、全国の災害危険度情報が容易に把握可能に。
- 令和5年度出水期前に改良の実装を目指す。

イメージ





埼玉県 <報道発表資料>

県土整備部 河川砂防課
防災担当 藤田・増井
直通 048-830-5137
内線 5132

E-mail: a5120@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:お知らせ

令和 6年 5月28日

6月1日からの出水期を迎えるにあたり、 水害、土砂災害に対する「備え」をお願いします

近年、地球温暖化進行に伴って、前例のない巨大台風や集中豪雨による水害の発生リスクは年々高まっています。県内でも令和元年東日本台風や昨年6月の大雨の際に、甚大な浸水被害や住宅被害がありました。

6月1日から出水期を迎え、梅雨時期や本格的な台風シーズンがやってくるため、県民の皆様には、もしもの時に備え、防災の意識を持ち、日頃から**水害、土砂災害**に対する事前の備えを行っていただくようお願いします。

1 地域のリスクを確認しましょう

あらかじめ自分のいる地域のリスクを知って、いざという時に、避難場所へ向かうのか、自宅にとどまるのか、自らの判断で的確な避難行動をとることが重要です。

『浸水ナビ』や『ハザードマップポータルサイト』でご自宅などの自然災害リスクや避難場所を確認し、安全な避難ルートを考える上での参考としてください。

また県では、本日新たに「水害リスクマップ」を公表します。浸水深50cm(床上浸水相当)以上や、浸水深3m(一階居室浸水相当)以上となる浸水がどれくらいの頻度で発生するかが分かるので、命を守るための行動につなげるだけでなく、まちづくりや住まい方の工夫にも役立ててください。

併せて、これまで「水害リスク情報図」として公表してきた、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、水防法に基づく「洪水浸水想定区域」として指定します。

○ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>

○浸水ナビ <https://suiboumap.gsi.go.jp/>

○水害リスクマップ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/suigairisukutadannkainosinnsiusouteikuikizu.html>

○洪水浸水想定区域

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/shinsuisouteikuiki/>

2 リアルタイムの防災情報を確認しましょう

事前に地域のリスクを調べるとともに、『埼玉県川の防災情報』や『埼玉県LINE公式アカウント』、『川の防災情報メール』を利用し、気象や河川などの情報をリアルタイムで入手しましょう。

○埼玉県川の防災情報

<https://suibo-river.pref.saitama.lg.jp>

○埼玉県LINE公式アカウント

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0314/socialmedia/line_kinousyoukai.html

○川の防災情報メール

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kawanobousaime-ru.html>

3 命を守るための行動を心掛けましょう

災害の発生が想定される際には、的確な避難行動ができるよう、5段階の警戒レベルに基づいた避難の情報が発令されますので、警戒レベルに応じた行動を心掛けてください。また、災害の危険性が高まった時は、躊躇なく避難していただくとともに、近隣の方などで避難の声をかけあうなど、『共助』の精神を心掛けてください。

いざというとき、実際に行動するためには、普段から水害や土砂災害から身を守る行動訓練が有効です。県内の様々な場所で開催される訓練やシンポジウムに是非参加してください。

○土砂災害防災訓練

日時：令和6年6月2日（日）

場所：県内各地

○水防訓練

日時	場所
6月 1日（土）	利根川・上新郷地区河川防災ステーション（羽生市）
6月 2日（日）	利根川・権現堂公園（幸手市）
6月 8日（土）	越辺川・越生町中央公民館（越生町）
6月 22日（土）	荒川・彩湖道満グリーンパーク（戸田市）
6月 22日（土）	利根川・旧行田市立須加小学校裏堤防（行田市）
6月 29日（土）	利根川・熊谷市妻沼中央公民館（熊谷市）
6月 30日（日）	神流川・B&G海洋センター（神川町）
7月 13日（土）	荒川・熊谷市見晴町地先（熊谷市）
7月 20日（土）	利根川・本庄市広域消防本部（本庄市）

○流域治水シンポジウム2024（仮称）

日時：令和6年8月26日（月）14時00分～

場所：越谷市中央市民会館

内容（予定）：基調講演：大野元裕（埼玉県知事）

加藤孝明氏（東京大学生産技術研究所教授）

井田寛子氏（気象予報士・かすかべ親善大使）ほか

パネルディスカッション『流域治水の“自分事化”を考える』

流域治水プロジェクト

水害リスクマップ及び多段階の浸水想定図

水害リスクマップ（浸水頻度図）及び多段階の浸水想定図について

水害リスクマップ（浸水頻度図）及び多段階の浸水想定図

国や県では、これまで、水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難に資する水害リスク情報として、想定最大規模降雨を対象とした「洪水浸水想定区域図」を作成し公表してきました。

今後はこれに加えて、土地利用や住まい方の工夫の検討及び水害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、「水害リスクマップ」や「多段階の浸水想定図」を作成・公表することとした。

なお、現在の水害リスクマップ及び多段階の浸水想定図は、県管理河川の氾濫のみを示しております。

水害リスクマップ（浸水頻度図）及び多段階の浸水想定図一覧

[水害への警戒や避難についてはこちら](#)

[避難確保計画](#)

[洪水予報河川・水位周知河川の指定](#)

[埼玉県減災対策協議会](#)

[埼玉県水防協議会・埼玉県水防計画](#)

[想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について](#)

[水防活動・水防工法（訓練）について](#)

[洪水ハザードマップ](#)

[緊急速報メールによる洪水情報の配信](#)

[埼玉県川の防災情報](#)

[水防](#)

想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について

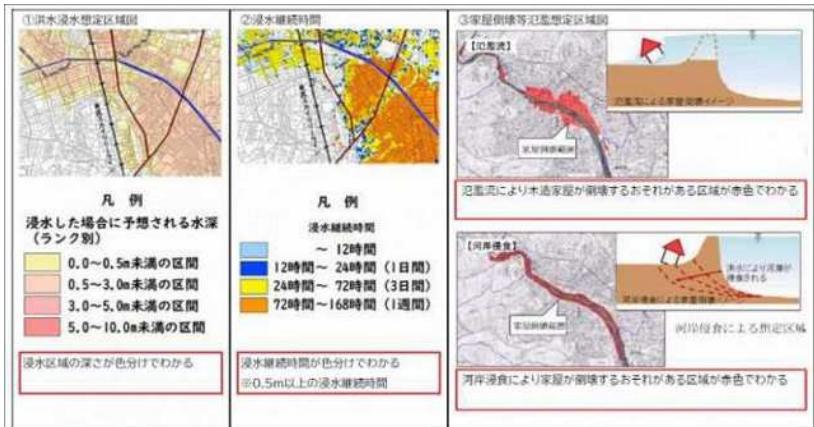
概要

洪水氾濫による人的被害の軽減を図ることなどを目的として改正された水防法（H27.7）に基づき、国及び県では、管理する河川について、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を示した洪水浸水想定区域図を公表することとしています。あわせて、家屋等の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食の発生することが想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）も公表しています。また、発生頻度の高い洪水に対しても対策を検討できるよう「計画規模の降雨（河川整備において基本となる降雨）」による洪水浸水想定区域も公表しています。

県では、これまで水防法で公表が定められていた洪水予報河川及び水位周知河川（18河川）を対象として、洪水浸水想定区域を指定していましたが、水防法の改正（R3.7）により、洪水浸水想定区域の指定対象が拡大したことを踏まえ、洪水予報河川及び水位周知河川（18河川）以外の県管理河川についても、令和6年5月28日に洪水浸水想定区域を指定しました。

図面種類	今回改正	従前	内容と目的
1.洪水浸水想定区域	想定最大規模降雨 計画規模降雨	計画規模降雨	〔内容〕 浸水が想定される区域及び水深 〔目的〕 県民の主体的避難や市町防災計画の策定等支援
2.浸水継続時間	新規	-	〔内容〕 浸水深0.5m以上が継続する時間 〔目的〕 避難方法(垂直or水平)の選択等
3.家屋倒壊等氾濫想定区域	新規	-	〔内容〕 泛濫流又は河岸侵食により家屋等の流出・倒壊のおそれがある範囲 〔目的〕 水平避難の必要性の判断等

【表示例】



その他の詳細な内容は、下記の洪水浸水想定区域図に関するQ&Aをご参照ください。

洪水浸水想定区域図に関するQ&Aは[こちら \(PDF: 450KB\)](#)

想定最大規模降雨とは

「想定最大規模降雨」は、当該河川に過去に降った雨だけでなく、近隣の河川に降った雨が、当該河川でも同じように発生するという考えに基づき、国において、日本を降雨の特性が似ている15の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定されています。埼玉県では、この地域区分のうち関東地域を適用し、各河川において想定最大規模降雨が1/1000年確率以上になるよう設定しています。

【洪水浸水想定区域図】

これまで県が「水害リスク情報図」として公開してきたものと同様になります。

作成主体：埼玉県

水系名	NO.	洪水浸水想定区域図	埼玉県内の浸水が想定される市町名	県管理区間の公表年月日
利根川水系	1	小山川流域 (PDF: 2.1,927KB)	皆野町、上里町、神川町、寄居町、本庄市、深谷市、美里町、熊谷市、行田市	令和6年5月28日
	2	福川 (PDF: 22,878KB)	深谷市、熊谷市、行田市、羽生市、加須市、鴻巣市	令和6年5月28日
	3	中川流域 (PDF: 20.099KB)	熊谷市、行田市、羽生市、加須市、鴻巣市、久喜市、幸手市、北本市、上尾市、桶川市、伊奈町、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町、春日部市、さいたま市岩槻区、さいたま市見沼区、さいたま市緑区、松伏町、越谷市、草加市、川口市、吉川市、八潮市、三郷市	令和6年5月28日
	4	御陣場川流域 (PDF: 21,837KB)	上里町、本庄市、深谷市	令和6年5月28日
	5	神流川 (PDF: 18,270KB)	神川町、上里町、本庄市、深谷市	令和6年5月28日
	6	谷田川 (PDF: 9,957KB)	加須市	令和6年5月28日
	7	石田川 (PDF: 16,131KB)	熊谷市	令和6年5月28日
荒川水系	1	市野川流域 (PDF: 2.3,481KB)	熊谷市、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、寄居町	令和6年5月28日
	2	入間川流域 (PDF: 2.8,650KB)	川越市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、坂戸市、日高市、毛呂山町、越生町、嵐山町、小川町、川島	令和6年5月28日

		町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村	
3	鴨川流域 (PDF : 27.842KB) 	さいたま市中央区、さいたま市桜区、さいたま市西区、さいたま市北区、さいたま市大宮区、さいたま市南区、川口市、上尾市、蕨市、戸田市	令和6年5月28日
4	芝川・新芝川流域 (PDF : 19.201KB) 	さいたま市見沼区、さいたま市緑区、さいたま市北区、さいたま市大宮区、さいたま市浦和区、さいたま市南区、川口市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、八潮市	令和6年5月28日
5	新河岸川流域 (PDF : 27.334KB) 	さいたま市西区、川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	令和6年5月28日
6	吉野川流域 (PDF : 16.710KB) 	熊谷市、深谷市、寄居町、東松山市	令和6年5月28日
7	和田吉野川流域 (PDF : 20.361KB) 	熊谷市、東松山市、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町	令和6年5月28日
8	江川 (PDF : 13.221KB) 	上尾市、桶川市	令和6年5月28日
9	笛置川 (PDF : 22.948KB) 	さいたま市南区、川口市、蕨市、戸田市	令和6年5月28日
10	菖蒲川流域 (PDF : 22.843KB) 	川口市、蕨市、戸田市	令和6年5月28日
11	荒川上流域 4分の1 (PDF : 25.447KB) 	秩父市、深谷市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、寄居町	令和6年5月28日
	荒川上流域 4分の2 (PDF : 25.683KB) 		
	荒川上流域 4分の3 (PDF : 25.910KB) 		
	荒川上流域 4分の4 (PDF : 26.193KB) 		

注) PDFデータは、A3サイズの縮小版となっていますので、図面内に記載の縮尺とは一致しません。

注) 各市町村名をクリックすると、市町村ごとの図面をご覧になれます。

土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討などを目的とした

「水害リスクマップ」(浸水頻度図) 及び「多段階の浸水想定区域図」は[こちら](#)

埼玉県に関する国の洪水浸水想定区域図

埼玉県に関係する国の洪水浸水想定区域図は、下記の表のとおりです。
※作成者のホームページにリンクします。

利根川水系

洪水浸水想定区域 図名	河川名	埼玉県内の浸水が想定される市町名	作成主体	指定日	
利根川・広瀬川・小山川・早川・鬼川・巴波川・渡良瀬川	利根川	さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、本庄市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町	利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所	H29年7月20日	
	渡良瀬川	加須市	渡良瀬川河川事務所 利根川上流河川事務所		
	広瀬川	熊谷市	利根川上流河川事務所		
	早川	熊谷市			
	小山川	さいたま市、熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、蓮田市、白岡市			
烏川・神流川・鍋川・碓井川	烏川	本庄市、深谷市、上里町	高崎河川国道事務所	H28年8月2日	
	神流川	本庄市、深谷市、神川町、上里町			
江戸川・中川・綾瀬川	江戸川	さいたま市、春日部市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、杉戸町、松伏町	江戸川河川事務所	H29年7月20日	
	中川	草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町			
	綾瀬川	草加市、越谷市、八潮市			

荒川水系

洪水浸水想定区域 図名	埼玉県に關 係する河川 名	埼玉県内の関係する市町名	作成主体	指定日	
荒川及び入間川流域	荒川	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、川島町、吉見町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町	荒川上流河川事務所 荒川下流河川事務所	H28年5月30日	
		さいたま市、川越市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、坂戸市、ふじみ野市、川島町	荒川上流河川事務所		
	入間川	川越市、東松山市、坂戸市、毛呂山町、川島町、吉見町、鳩山町			
	越辺川	川越市、坂戸市、毛呂山町、川島町、吉見町、鳩山町			
	小畔川	川越市、坂戸市、川島町			

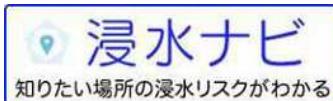
高麗川	川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、川島町
都幾川	川越市、東松山市、坂戸市、川島町、吉見町

⇒埼玉県内対象市町村一覧表は[こちら](#)

「地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）」

国土交通省では、洪水による浸水被害の軽減をめざし、国や都道府県の洪水浸水想定区域図等のデータを活用した「浸水ナビ」により、浸水リスク情報の取得を強力にサポートしています。

調べたい地点の最大浸水深や浸水継続時間などを確認したい場合は↓



令和2年10月7日に国土交通省が運営する「地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）」に、埼玉県管理河川における洪水浸水想定区域図及び水害リスク情報図のデータが反映されました。

お問い合わせ

国土整備部 河川砂防課 防災担当

郵便番号330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 第2庁舎3階

電話：048-830-5137

ファックス：048-830-4865

[お問い合わせフォーム](#)

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

このページの情報は役に立ちましたか？

1：役に立った 2：ふつう 3：役に立たなかった

このページの情報は見つけやすかったですか？

1：見つけやすかった 2：ふつう 3：見つけにくかった

[送信](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

[サイトマップ](#)

[ウェブアクセシビリティ](#)

[プライバシーポリシー・免責事項](#)

[著作権・リンクについて](#)

[関係機関リンク集](#)

埼玉県庁 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 電話番号：048-824-2111（代表） 法人番号：1000020110001

[県庁へのアクセス](#)

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和6年5月15日
大気海洋部

線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけの
新たな運用について
～府県単位での呼びかけを開始します～

線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけについて、令和6年5月28日（火）から、対象地域をこれまでの地方単位から府県単位に絞り込んで呼びかけを行います。

気象庁では、令和4年6月から、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いと予測できた場合に、半日程度前から気象情報においてその旨を呼びかけています。

この呼びかけについて、これまで全国11のブロックに分けた地域（地方単位）を対象としていましたが、強化した気象庁スーパーコンピュータを用いて予報時間を10時間から18時間に延長した水平解像度2kmの局地モデル（LFM）の計算結果や、メソアンサンブル予報（MEPS）（※）を用いた危険度分布（キキクル）も活用し、令和6年5月28日（火）9時から、府県単位を基本に対象地域を絞り込んで呼びかけを行います。

本呼びかけを見聞きしましたら、大雨に対する心構えを一段高めていただき、地元気象台が段階的に発表する防災気象情報やキキクル等の情報に留意してください。

※少しずつ異なる初期値を用意するなどして21通りの水平解像度5kmのメソモデルの予測計算を行い、メソモデルの不確かさや信頼度などの付加情報を得て気象現象の発生を確率的に捉える手法

気象庁では、夜間に線状降水帯による大雨の可能性が予想された場合などに、明るいうちから早めの避難につなげられるよう、引き続き、大雨の観測・予測技術の向上及び情報の改善に努めてまいります。

別紙1 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけの新たな運用について